

千代田区防災船着場を活用した舟運事業実施に向けた実証実験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が管理する防災船着場について、災害等の緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるよう、平時における利用環境の整備を検討するために実施する実証実験において、防災船着場を利用する場合の手続等を定めるとともに、舟運が観光振興に及ぼす効果及び課題を検証することにより、防災船着場を活用した舟運事業の推進を図ることを目的とする。

(実証実験の実施)

第2条 区は、防災船着場を活用し、観光振興を目的とした舟運事業の実証実験（以下「実証実験」という。）を実施する。

2 千代田区長（以下「区長」という。）は、千代田区防災船着場管理要綱（平成14年8月21日14千環土発第278号。以下「船着場管理要綱」という。）第3条第4号の規定に基づき、実証実験において防災船着場を利用させることができる。

(利用する防災船着場)

第3条 実証実験で利用する防災船着場（以下「船着場」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(実証実験の期間)

第4条 実証実験の期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。ただし、区長が特に認める場合は、その期間を短縮し、又は延長することができる。

(利用料及び利用時間)

第5条 この要綱に基づく船着場の利用に係る料金は、無料とする。

2 この要綱に基づく船着場の利用時間は、船着場管理要綱第5条に定めるところによる。ただし、区長が特に認める場合は、その時間を短縮し、又は延長することができる。

(船着場を利用できる者)

第6条 この要綱に基づき船着場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自ら船舶を保有し、内陸水運業を営む者
- (2) 一般社団法人千代田区観光協会に加入する旅行業又は宿泊業を営む者で区内に拠点を置くもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に認めるもの

(利用登録)

第7条 この要綱に基づき船着場を利用しようとする者は、あらかじめ船着場の利用登録をしなければならない。

2 前項の規定により利用登録を受けようとする者は、千代田区防災船着場利用登録申請書（第1号様式）に実証実験実施に関する企画書、誓約書（第2号様式）その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、利用登録を行い、千代田区防災船着場利用登録通知書（第3号様式）により有効期間を通知しなければならない。

4 前項の有効期間は、第4条に規定する期間を上限とする。

5 区長は、第2項の規定による申請が不適当と認めるときは、千代田区防災船着場利用登録不承認通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

（利用登録の変更等）

第8条 前条第3項の規定により利用登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、同条第2項の規定による利用登録の申請の内容（企画書の内容を含む。以下この条において同じ。）を変更しようとするとき又は同条第3項の規定に基づき通知された有効期間満了後も引き続き利用登録を受けようとするときは、千代田区防災船着場利用登録（変更・更新）申請書（第5号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。ただし、利用登録の申請の内容を変更しようとする場合であつて、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 利用登録者は、利用登録者が実施する実証実験（以下「本事業」という。）を中止しようとするときは、速やかに千代田区防災船着場利用登録取消申出書（第6号様式）により区長に申し出なければならない。

（利用登録の取消し）

第9条 区長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用登録を取り消すことができる。

- (1) 船着場管理要綱、この要綱その他法令等の規定に違反したとき。
- (2) 利用登録の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用登録の承認を受けたとき。
- (4) 他の利用登録者に著しい不利益を与えていることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用登録を取り消すことが相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により利用登録者の利用登録を取り消すときは、千代田区防災船着場利用登録取消通知書（第7号様式）により通知するものとす

る。

(利用の遵守事項)

第10条 利用登録者は、本事業を全て利用登録者の責任において実施するものとし、この要綱に基づき船着場を利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等及び地域の航行ルールを遵守し、地域における慣行についても配慮すること。
- (2) 航行及び乗降客の安全を十分に確保すること。
- (3) 船着場利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 船着場の構造及び附属物を改変し、若しくは毀損し、又は船着場に新たな工作物を設置しないこと。
- (5) 船着場を長時間占有し、又は承認を受けた場所以外に船に係留しないこと。
- (6) 船着場の敷地内で火気を使用し、又は給油しないこと。
- (7) 船着場の敷地内に危険物を持ち込まないこと。
- (8) 船着場の敷地内で飲酒及び飲食物の販売をしないこと。
- (9) 貸与した船着場の鍵は厳正に管理するとともに、複製し、譲渡又は転貸しないこと。
- (10) 本事業の実施に伴い排出される廃棄物及び本事業に参加する者（第12号において「参加者」という。）から排出される廃棄物は、利用登録者の責任及び負担において適切に処理すること。
- (11) 騒音を発しないこと。
- (12) 参加者に船着場の施設及びその周辺地域において喫煙、ごみのポイ捨て等の迷惑行為をさせないこと。
- (13) 船着場の利用ごとに当該利用した船着場及び周辺の清掃を行い、直ちに原状に回復すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、船着場の管理に支障を及ぼし、又はそのおそれがある行為を行わないこと。

(実績報告)

第11条 利用登録者は、本事業が終了したときは、千代田区防災船着場利用実績報告書（第8号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

(事故等の処理)

第12条 利用登録者は、本事業実施中に発生した事故及び第9条の規定による利用登録の取消しに当たって生じる全ての事象について自らの責任において処理することとし、区長は、一切その責任を負わないものとする。

(損害賠償責任保険の加入)

第13条 利用登録者は、本事業実施期間中、自らの責任において本事業実施に係る損害賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

2 保険は、対人賠償及び対物賠償の双方を対象とするものとし、その保険金額は、1事故当たり1億円以上とする。

3 区長は、必要に応じて、利用登録者に対し、当該保険の保険証券の写し又はこれに代わる書面（電磁的記録を含む。）の提出を求めることができる。

(損害賠償の義務)

第14条 利用登録者は、船着場の構造物及びその附属物を毀損したときは、区長の指示に従い、その損害を全額賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	所在
新三崎橋防災船着場	飯田橋三丁目10番地先（日本橋川右岸）
和泉橋防災船着場	神田佐久間町一丁目11番地先（神田川左岸）
千代田区庁舎前防災船着場	九段南一丁目2番地先（日本橋川右岸）
鎌倉河岸船着場	内神田一丁目31番11地先（日本橋川左岸）